

# コイヘルペスウイルス病の発生について

平成21年11月19日  
千葉県農林水産部水産局  
漁業資源課 043-223-3606

館山市内の個人宅の池で飼育されていたニシキゴイについて、内水面水産研究所での初動診断及び（独）水産総合研究センター養殖研究所での確定診断の結果、コイヘルペスウイルス病の発生が確認されましたので、お知らせします。

コイヘルペスウイルス病は、マゴイとニシキゴイに発生する病気で、人には感染しませんが、コイには重大な被害を与えますので、釣ったコイや飼育しているコイを川などに放すことはやめて下さい。

## 1 検査結果（（独）水産総合研究センター養殖研究所における検査）

1 検体中1 検体が陽性

## 2 経過

- (1) 11月16日 初動診断・・・陽性（県水産総合研究センター内水面水産研究所）
- (2) 11月19日 確定診断・・・陽性（（独）水産総合研究センター養殖研究所）

## 3 今後の対応等

現在、所有者は、当面のまん延防止措置のため、排水の停止及びニシキゴイの移動の禁止を実施しています。

今後、県では、消毒等のまん延防止措置を指導する予定です。

## 4 コイヘルペスウイルス病について

- (1) 本病は、マゴイとニシキゴイに発生する病気です。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなりますが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色などが見られます。また、マゴイ及びニシキゴイ以外の魚には感染しません。
- (2) 人へ感染することはないため、仮に感染したコイの肉を摂取しても人体に影響はありません。

### ●皆様へのお願い

- 1 病気の拡大を防ぐために釣ったコイを他の川などへ放すことはやめてください。
- 2 飼育しているコイを川などに放すことはやめてください。
- 3 県内の川や池などで大量にコイが死んでいるのを見つけたときは、県庁漁業資源課 栽培推進室《電話043(223)3037・土、日曜及び祝日は090(3202)8899》に連絡してください。

県内の錦鯉養殖場で、コイヘルペスウイルス（KHV）病が確認されました。  
なお、人の健康には影響ありません。

## 1 川口町の養殖業者におけるKHV病の確認

### (1) 確認の経緯

- 川口町の錦鯉養殖業者のニシキゴイ3尾についてKHV病検査を行ったところ、本日、独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所（三重県）の確定診断で陽性と診断されました。

### (2) 感染経路の究明

- 県では、当該養殖業者のニシキゴイの最近の養殖状況を確認中であり、現在、感染経路を調査中です。

### (3) まん延防止対策

- 当該養殖業者は、ニシキゴイの出荷及び移動を自主的に取り止めています。
- 県は、川口町に対し、まん延防止のための注意喚起を要請しました。
- KHV病確定箇所には、持続的養殖生産確保法に基づく防疫措置（移動禁止命令、処分命令、飼育施設・器具等の消毒命令）を実施します。
- 県は、当該養殖業者の全てのニシキゴイについて、KHV病検査を実施し、結果が陽性の場合には直ちに感染魚の処分などの所要の措置を講じ、まん延防止の徹底を図ります。
- 県内養殖業者に対し入出荷の取扱い等に十分配慮するよう一層の注意喚起を促します。

## 2 人体への影響

- KHV病は、マゴイ、ニシキゴイに特有の病気であり、他の魚には感染しません。
- 感染したコイに触れたり食べたりしても、人体への影響はありません。

本件についてのお問い合わせ先  
水産課〔担当〕 課長 大塚 修  
課長補佐 藤田 利昭  
(直通) 280-5310 (内線) 2980、2979